

## 氷見市自治基本条例検討委員会 番員

**土山 希美枝氏 インタビュー**

(龍谷大学政策学部准教授)

「わたしたちのまちを支える  
ルールを考えよ!」



【土山希美枝氏の

プロフィール】

1971年、北海道芦別市生まれ。法政大学大学院・社会科学研究科政治学専攻（博士号取得）、明治大学非常勤講師、川崎市総合計画課題専門調査員などを経て、2001年から、龍谷大学法学部助教授、職名変更により2007年から准教授。2011年4月、政策学部の新設にともない異動、現在に至る。

中央町交差点角（まるい）と氷見2号館跡）に9月にオープンする施設の名称を募集します。  
(例) 福井市まちづくりセンター  
「ふくし」(福井市)

富山まちなか研究室

MAG.net (富山市)

施設のコンセプト

まちづくりの勉強・実践の場

・過去～現在～未来のまちの歴史が見える

・現在進行中のまちづくりが見える

・専門家が集い、

・まちの未来を創造する

採用された人は、記念品を贈呈します。



●問合せ・申込 8月18日(火)までにハガキやメールで次の必要事項をお知らせください。

①名称 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤職業 ⑥電話番号

〒935-8686 (住所記載不要)  
地方創生と自治への未来対話推進課

104-8075  
地方創生と自治への未来対話推進課

Mail:chihousousei@city.himi.lg.jp

**氷見市まちづくりバンク  
(仮称)の名称募集!**

**Q 「自治基本条例」とは、どのような条例ですか?**

**A 「自治体を運営する基本となる方針と仕組み」でしょうか。自治体の憲法ともいわれます。**

自治体は、市民生活にとって重要な方針と仕組みであります。たとえば放漫な経営で財を無駄にしたり、取り組むべき課題が放置されたり、市民の声を聴かず自分たちの思い込みだけで決めたりすると困ります。前向きにいようと、効果的に財源を使って取り組むべき課題に向かい合い、市民参加や情報

自治基本条例策定に向けた本格的な検討を始めるため、7月12日に、氷見市自治基本条例検討委員会スタートさせました。同委員会の委員の土山希美枝氏に、自治基本条例についてのインタビューをしました。

\*自治基本条例検討委員会の様子は、市ホームページなどで随時公開します。

**Q 「自治基本条例」とは、どのような条例ですか?**

**A 条例にするということは、そこに書いたことを実現するということです。基本条例を受けて財政を健全に保つための条例をつくった例もありますし、市長からの提案が十分に市民参加を経ていないと議会から指摘されやり直した例、総合計画に財政推計を盛り込むようにした例もあります。**

**Q 「自治基本条例を策定した」といって、取り組みに変化があつた自治体はありますか?**

**A 条例にするということは、そこには多様な市民が議論することは、もちろん、実際に市政運営を担当する。市のオーナーである市民が、しかも多様な市民が議論することは、もちろん、実際に市政運営を担当する。市長からの提案が十分に市民参加を経ないと議会から指摘されやり直した例、総合計画に財政推計を盛り込むようにした例もあります。**

**Q 「自治基本条例」の骨抜きの條**

例もあります。そうなると、何も変わりませんね。

### ●問合せ

地方創生と自治への未来対話推進課

☎ 74-8013

Mail:chihousousei@city.himi.lg.jp